

令和3年第1回庄原市議会定例会

所管事務調査報告書

広島県庄原市議会
教育民生常任委員会

目 次

1. 生活交通に関することについて

1. はじめに	-----	P.1
2. 経過説明	-----	P.1
3. 質疑応答	-----	P.3
4. ま と め	-----	P.4

2. 子育て世代包括支援センター事業に関することについて

1. はじめに	-----	P.5
2. 経過説明	-----	P.5
3. 実 績	-----	P.5
4. 課 題	-----	P.6
5. 質疑応答	-----	P.6
6. ま と め	-----	P.7

3. 教育条件整備について（学校適正規模・適正配置ほか）

1. はじめに	-----	P.8
2. 経過説明	-----	P.8
3. 質疑応答	-----	P.9
4. 意見交換	-----	P.11
5. 主な意見	-----	P.11
6. 提 言	-----	P.12

4. 感染症対策について ----- P.13

1. 生活交通に関することについて

1. はじめに

議会報告会においても多くの意見が寄せられているように、本市は広大な面積を有し、山間地域に点在する集落があり、生活の基盤である交通手段をどのように確保するかが大きな課題となっている。

本委員会では、閉会中の審査項目として生活交通について取り上げ、様々な視点からの検証・研究を進める計画であったが、今年度はコロナ禍の中、MaaSについてのリモート視察のみの実施となり、十分な調査は進んでいない状況である。

本市では、「第2期庄原市生活交通ネットワーク再編計画（計画期間：平成28～32年度、以下「第2期再編計画」という）」の終了にともない、現在、「庄原市地域公共交通計画（仮称、計画期間：令和3～7年度までの5年間）」の策定中であるが、担当課より現段階までの取り組み状況について説明を求めた。

以下、説明内容と質疑応答を報告し、本年度のまとめとする。

2. 経過説明

【開催日】令和3年1月29日（金）

【説明員】生活福祉部長、市民生活課長、市民生活課市民生活係長

（1）計画の趣旨

令和2年5月、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地方公共団体による「地域公共交通計画」の策定が努力義務となった。この計画と「第2期再編計画」の異なる点は以下の通りである。

- 1) 地域公共交通計画は法定計画であり、法律に沿って策定する必要がある。
- 2) 国の補助金の交付要件となる見込みである。
- 3) 地域旅客運送サービス（人を運ぶことに関するサービス）の持続可能な提供の確保。
 - ① 地域住民の自立した日常生活及び社会生活確保のための交通。
 - ② 都市活動や観光その他の地域間交流、環境への負荷低減の視点も加える。
- 4) 市以外の者が行う事業についても、この計画で定めることができる。

（2）事業の進め方

- 1) 令和3年度：事業実施計画を策定（地域ごとに具体的な事業の検討をする）
- 2) 令和4年度：見直しを含めた事業実施

（3）策定体制

- 1) すでに設置している道路運送法施行規則の規定に基づく「庄原市地域公共交通会議」を法定協議会と位置付け、本計画の策定及び推進に係る協議を行う。
 - ① 交通会議の設置要綱を改正し、運営に必要な事項や委員の追加を行った。
 - ② 道路運送法施行規則に基づく地域公共交通会議と活性化再生法に基づく法定協議会の両方の目的を果たす運営となる。

- ③地域公共交通会議自体の事業実施が可能。
- 2)「庄原市地域公共交通会議ワーキング会議」においては、より具体的な協議が可能となるよう、事務担当者レベルによるワーキング会議を設置する。
- (4) 市民ニーズ調査等の概要
- 1) 交通事業者等ヒアリング調査（令和2年11月実施）
- ①交通事業者（路線バス、市営バス、乗合タクシー、一般タクシー）
- ・担い手不足
 - ・スクールバス等、委託運行が増加すると時間帯によっては、他のサービスに影響が出る
 - ・予約制の乗り合いタクシーは、予約を調整する事務職員が必要
- ②商業施設
- ・店内にバス待合室スペースを整備
 - ・移動販売は、高齢者の安否確認にもなっている
- ③社会福祉法人（介護保険サービス事業所）
- ・介護サービスの送迎車両について、送迎以外では介護保険法を踏まえた運用ルールが必要
 - ・介護福祉タクシーは、運転手のヘルパー資格が必要であり採算が難しい
- ④観光団体
- ・JRや高速バス利用者の二次交通の確保が必要
- ⑤教育委員会
- ・スクールバスの運行が学校の統廃合の条件となっている
 - ・路線バスの利用、一般乗客との混乗については保護者の理解が必要であり、現状では難しい
- 2) 自治振興区・民生委員ヒアリング調査（市内7会場、令和2年11月実施）
- ①自宅からバス停まで遠い
- ②買い物帰りは荷物が多く、バス停から徒歩での帰宅が困難
- ③バス便が少なく待ち時間が長い
- ④通院の際、予約時間とバスダイヤが合わない
- ⑤市民タクシーの事務負担が大きい、利用者が固定化
- ⑥庄原の病院に直接乗り入れて欲しい（庄原地域以外）
- 3) アンケート調査（令和3年1月実施）
- 新たな交通手段や一部の区域に限定した定額乗り放題をアンケートの中で提案し、その利用希望や負担可能額について住民の意向の把握により、ニーズのみでなく、採算性、効率性も含めた事業実施の可能性を探るため、Maas実証実験後の実施となった。1月末に回収予定、2月中旬には速報値が出るよう進めている。
- ①住民アンケート（18歳以上の庄原市民3,000人）
- ②高校生アンケート（市内県立高校の1年生とその保護者約250人）
- ③県大学生webアンケート（庄原キャンパス第2学年の学生約150人）

3. 質疑応答

Q：貨客混載についての意見は出なかったのか。

A：現在、交通事業者からはハードルが高いと伺っている。

Q：路線バスをスクールバスとして併用はできないのか。

A：学校統合の条件としてスクールバスの運行がある。子どもを全員乗車させることが必要であり課題が多い。

Q：学校統合条件でスクールバスやタクシーが増えてくる中で、今後この問題は大きくなるのでは。

A：スクールバスを委託する場合に、他の業務への影響のないよう、人や車両の手配は事業者と教育委員会との話し合いにより進められている。そのことについて懸念されている声は伺っていない。

Q：今回の計画は法定計画であるが、国の補助金の内容は。

A：国が示しているのは、貨客の混載、スクールバス等の一般利用である。運行補助金についても計画の位置づけにより加わってくるのではないかと。

Q：本市の行ったM a a Sの実証実験など、今回の法定計画において補助金との関係性はあるのか。

A：国が想定しているM a a Sは、複数のサービスが一括で予約できるものである。現在の庄原市での取り組みは、パーツパーツではまだM a a Sという概念の入り口であり、国の要件になるかどうかはかなり厳しい。

Q：地域交通に関する件については、企画課、いちばんづくり課など、まちづくりの担当課が取り組むべきではないか。

A：ワーキング会議のメンバーの中に、企画課、商工観光課、教育委員会の職員も入り、共に考える場を設けている。

Q：昨年のM a a S実証実験の結果については。

A：協議会にはまだ報告がないが、ニーズや採算性を把握しながら事業化が可能かどうか今年度中には一定程度の方向を出したい。

Q：生活交通に関しては課題が多いのではないかと。

A：確かに非常に課題が大きく数も多い。庄原市の財政状況も大きな課題である。全てのニーズを満たすことは難しく真逆の要望もある。どこを我慢して、どこをとるかについては市民の皆さんと一緒に考えていきたい。

Q：市民タクシー利用についての課題はクリアできるのか。

A：タクシー事業者の協力度合や自治振興区や自治会での取り組みの事務を担う人材確保についても地域によって評価が分かれている。東城地域での事務負担が大きいということについて検討が必要と考えている。

Q：自動運転の可能性は。

A：庄原市の一番大きな課題は、非常に離れた集落で生活をされている方の交通手段をどうするかという部分であり、計画の中でそこに触れるのは現状では難しい。

4. まとめ

交通事業者等と自治振興区・民生委員のヒアリング調査、住民・高校生・県大生のアンケート調査の集約を踏まえ、次期計画が住民にとって安心な暮らしに結び付く内容となることを期待する。

2. 子育て世代包括支援センター事業に関することについて

1. はじめに

「子育て世代包括支援センター事業（ほのぼのネット）」が、令和2年4月よりスタートした。事業の実施にあたって、本委員会では、広島県健康福祉局子育て・少子化対策課、県のモデル事業として先行実施している北広島町、三次市への視察を重ね、執行者へ提言を行ってきた。

事業開始から約1年が経過し、これまでの実施内容と課題について、執行者からの説明を求めた。

以下、説明を受けての質疑応答を報告し、本年度のまとめとする。

2. 経過説明

【開催日】令和3年1月15日（金）

【説明員】児童福祉課長、児童福祉課あんしん支援係長、
保健医療課長、保健医療課母子保健係長

組織体制は、本庁を基幹センターとし、社会福祉士、保育士、助産師、保健師の4職種を専任体制として実施し、①妊娠・出産・育児に係る情報提供や助言、②妊産婦の子育てに関する情報の把握、③「支援プラン」「セルフプラン」の作成などの全ての項目において事業の実施ができています。

また、支所をサテライト、庄原ひだまり広場をサブセンターとして実施しています。

センター以外の事業については、「いのちの学習」や母子手帳の交付、パパママひろばや健診などとの連携もとれている。

3. 実績

- 4月～11月末の出生数116名に対し母子健康手帳の交付106件
- 出産間近の妊婦訪問116件
- 乳児家庭の全戸訪問98件（電話・来所等別にあり）
- セルフプランの作成320件
- 支援プランの作成59件（新規27件、継続32件）
- 内部連携については、アセスメント会議（関係者の会議）を原則月2回実施
- 気になる家庭があった場合の担当者会議をこれまで5回実施
- 7月1日より電子母子手帳の導入。登録者数267名。11月1日よりオンラインでの相談機能を追加
- 母子保健と子育て支援の連携において、情報共有の迅速化と手厚い情報交換ができている

4. 課題

出産前から検診等を経るまでに、約9回の面接・面会をしているが、出産期に面接機会が集中している傾向があり、1歳6カ月を過ぎた時期の対応を考えていきたい。

5. 質疑応答

Q：コロナ禍の中での取り組み状況は。

A：包括センターの中心的な取り組みは、直接の面談や訪問によりリスクを把握することであり、4、5月は非常に苦労があった。今後も不透明な状況ではあるが、より丁寧という意識を持ち継続していきたい。

Q：人材の確保についてはどうか。また、業務の集中はないか。

A：保育士、社会福祉士、保健師は庄原市の正職員で確保している。助産師は会計年度任用職員として、現在1人役を2名でお願いしている。今回は、特に即座に対応できる助産師の力が非常に大きいと感じている。業務については偏らないように仕事を割り振りする中で工夫している。

Q：電子母子手帳でのオンライン相談はあるか。

A：現段階ではないが、今後様々な機会を通して周知・PRをしていきたい。

Q：支援プランを作成している家庭は、どのような支援を必要とされているのか。

A：若年層、高齢出産、ひとり親などリスクのある方について丁寧に支援プランを作っている。里帰り出産をしている精神疾患をお持ちの方には、里帰り後の住所地の保健師との連携もしている。

Q：9回の面接について具体的に説明を。

A：①母子健康手帳の交付時 ②妊婦の訪問 ③新生児訪問 ④乳児家庭の全戸訪問
⑤6カ月から8カ月の検診 ⑥1歳6カ月検診 ⑦2歳児健診 ⑧3歳児健診
⑨5歳児健診

以上が必須であり、支援が必要な家庭の面接は随時増え、これ以上となる。

Q：今後の事業内容の充実について。

A：母子手帳の交付は平日のみとなっていたが、12月より事前申し込みにより、土曜日も2組限定で交付可能としている。来庁や電話での相談が増加傾向であり、今後も事業の周知を図っていきたい。

Q：サテライト（支所）との連携はできているのか。

A：最初の妊婦訪問は支所の保健師が担当し、出産後の乳児全戸家庭訪問は本庁のほのぼのネットの専門職員が全市訪問している。情報交換と役割分担がうまく機能している。

Q：本庁一階ロビーに設置のベビーカーの利用状況は。

A：現在はコロナ禍でもあり利用を躊躇され、利用者は減少傾向である。

6. まとめ

- この状況下で試行錯誤しながら頑張っておられることを評価する。
- 職員の皆さんが意欲的に自ら作っていかうという姿が見える。体制が変わったということで、子育て支援の環境を良くしようという気持ちがアップしていると感じた。
- 委員会としての反省点として、コロナ禍であり困難ではあったが、直接利用者の声を聞くなどの調査ができればよかった。

3. 教育条件整備について（学校適正規模・適正配置ほか）

1. はじめに

当委員会は教育条件整備（学校適正規模・適正配置ほか）について、この2年間調査・研究を重ねてきた。令和2年3月には中間報告をしたところであり、その後の取り組みについての報告と提言を行い、最終報告とする。

第1グループの統合計画は令和3年4月からの予定であり、令和2年12月議会では条例改正の必要があることから、現状と今後の計画について執行者から次の通り説明を受けた。

2. 経過説明

【開催日】令和2年11月11日（水）

【説明員】児童福祉課長、児童福祉課あんしん支援係長
教育部長、教育総務課長、教育指導課長、生涯学習課長、
教育総務課総務係長、教育総務課学校管理係長

第1グループの取り組み状況

○川北小学校

- ・スクールバス及び放課後児童クラブについて調整中。
- ・放課後児童クラブについては、庄原小学校の放課後児童クラブを利用して頂くよう説明中。
- ・閉校記念行事については、地元で実行委員会を設置され進行中。

○美古登小学校

- ・通学方法については路線バスを利用して頂くことと、バスルートについては了解を得ている。
- ・閉校記念行事については、地元で実行委員会を設置され進めておられる。
- ・学校の跡地利用についても協議中である。

○八幡小学校

- ・ほとんどの課題については調整済みである。
- ・バスルートについても令和元年度中に決定している。

○□北小学校・□南小学校

- ・新たに「□和小学校」として新設し、スクールバス等についても協議中。
- ・閉校行事についても両校で協議中。

○栗田小学校

- ・前回報告した以降進展していないが、保護者から教育委員会の説明を聞きたいという意見が出始めており、10月下旬には自治振興区と保護者との協議の場を持たれたと聞いている。

第2グループの取り組み状況

○永末小学校

- ・当初令和5年には30人まで減少するとみていたが、実際には令和8年には96人程度になると予測をしている。理由は美湯ハイツへの転入者がかなりあるということである。
- ・今後増加傾向にあることから統合時期の延期も含めて協議中である。

○高小学校

- ・11月25日に説明会を開催する予定。

○峰田小学校

- ・11月2日、本村自治振興区へ説明。
- ・11月6日、峰田自治振興区役員に対して説明。

○山内小学校

- ・11月4日、自治振興区役員へ説明。
- ・11月6日、保護者へ説明。
- ・今後地域も一緒に説明会を聞きたいとの要望があるため、回数を重ねていきたい。

○小奴可小学校

- ・平成31年1月25日に地域で再編検討委員会が設置されており、その委員会との協議を実施した。
- ・令和2年11月30日に保護者説明会を実施する予定である。基本的には統合反対の意向である。

第2グループの取り組み状況は、コロナの関係で予定通りではないが、11月から順次実施している。

現在条例改正に向けて内部調整をしている。廃校後の跡地利用等についても協議を進めているが、思うようには進行していない現状である。

3. 質疑応答

Q：川北小学校からのスクールバスの、庄原小学校での乗降場所はどこか。

A：庄原小学校内の駐車場と市民会館の駐車場を候補とし調整中である。

Q：閉校記念行事に係る経費の予算は。

A：必要な消耗品は市の予算を充てる。記念行事は地域で行っていただく。

Q：庄原小学校の放課後児童クラブに川北小学校の児童を受け入れる余裕はあるのか。

A：川北小学校の放課後児童クラブを常時利用している児童は平均2.7人であり、人数的には余裕がある。

Q：西城小学校の敷地に児童クラブを建設中であるが、当初議会に説明をされた位置と違うと思われる。変更があったのか。

A：当初は校舎寄りであったが、最終的にはグラウンドの手前側で建設が進められていると聞いている。実際の建設は児童福祉課が進めている。

（担当課から説明を求めることとし、児童福祉課から説明を受ける）

Q：なぜ位置の変更がなされたのか。

A：位置については3つの候補があった。学校長の意見、駐車場での安全性の確保などを考慮した結果、現在地に決定した。

Q：6月議会で説明を受けたのは仮の位置だったのか。仮の位置で議会は議決したということか。

A：送り迎えのことを考えると、グラウンドに入らずに入り口付近で乗降することができ、安全性が確保できるという理由である。

Q：4月時点で位置の変更があったようだが、議会へも変更があったことを説明し、同意を得るべきではなかったのか。今後気をつけていただきたい。

A：説明が不足していたことについては反省している。

Q：山内小学校と東小学校が統合する場合、口北小学校・口南小学校の統合と同様の扱いができるのか。校名などのについても意見や抵抗があるのではないか。

A：口和については新しい学校を作りたいという要望が多くあり、要望書も出された。山内・東小学校についても地域・保護者がどのように考えられるかであるが、できるだけ希望に沿った形にしたいと思う。

東小学校の児童 130 名、山内小学校 57 名である。山内小学校へということになると、教室が1学年1学級の設計になっており、収容することができない。通学についてもスクールバスで130人が移動するとなれば、最低3台の大型バスが必要となり、物理的に難しいと思われる。現在のところ山内小学校を東小学校へと進めている。

Q：自治振興区と学校区が違うという矛盾が生じている。子ども会はどこに所属するのかなどという問題があるが、執行者の見解はいかがか。

A：通学に関しては校区が定められている。理由によっては教育委員会で確認して変更の許可を出している。

Q：校区外に通学している児童数と主な理由は何か。

A：約130人程度が学区指定校を変えている。理由は、①留守家庭になるから、②年度中途の転居、③いじめ、④学校に馴染めない、⑤部活動が出来ない（中学校）などがある。主には小学校のほうが多い。

Q：永末小学校については統合時期を検討するといわれているが、計画自体を変更する気はないと記述されている。この計画についてどのように進めていかれるのか。

A：計画は策定しているが、保護者や地域との意見交換を重ね、理解を得たうえで合意をいただき進めたいと考えている。粟田小学校については、統合に反対といわれている。反対といわれているところを無理やり市の権限で統合することにはならない。

Q：計画にとらわれず、もう少し柔軟に考えていくという視点が必要ではないか。

A：特にコロナ禍にあって、統合して人数が増えるが大丈夫だろうかと危惧する声がある。また、教育制度が大きく変わっていくのではないかなどの意見が出ている。

社会情勢が変わる中で、柔軟な対応を心がけていきたい。

Q：どういう形で議案上程されるのか。

A：現在最終調整をしている段階であり、具体的にはこの場では伝えることができない。

Q：4月スタートに当たり、間に合うのか。

A：円滑にスタートできるように努力していきたい。

4. 意見交換

【開催日】令和2年12月23日（水）

当委員会での2年間の調査研究を踏まえ、委員間での意見交換により、これまでの取り組みと課題と思われる点と、その解決に向けての考え方について提言としてまとめ、次の教育民生常任委員会へ引き継ぐこととする。

5. 主な意見

◎再配置計画について、新聞報道が先行し、該当地域への説明が後手に回った。教育委員会は丁寧に説明して納得して頂けるようにと言っているが、議論が進んでいない。

◎子どもたちを育てているのは地域も含めてのことであり、執行者には配慮が必要ではないか。

◎粟田の件については、要望書や陳情書が出されるなど、真剣に取り組まれていたにもかかわらず、いきなりの新聞報道であった。教育委員会にはもう少し考えてもらいたい。

◎学区の整理も必要である。自治会と学区のエリアに違いがあり、地域活動に混乱をきたしている（板橋、戸郷）。自治定住課や他の執行部も含めた議論が必要ではないか。

◎計画段階で地域の声を聞かずにやっているから混乱が生じている。文科省の手引きでも「地元の意見を聞いてから計画を立てる」となっている。

◎今後統合対象になっている地域からはすでに反対の声が出ている。行政と市民が一体となったまちづくりが必要ではないか。

◎今後第3グループとなる中学校の統合となると、今以上に厳しいものが出ると思われる。

◎大人数で切磋琢磨と言っているが、小さい学校でも一人ひとりの個性が輝き、責任の持てる子どもを育てる必要がある。広島県教育長は子どもたちの特徴を生かそうという教育を進めておられる。

◎個人的には中学校の統合については反対である。コロナ禍にあって、今後5年後、10年後の状況は変化してくると思われる。市長部局も一緒になって考えてほしい。

◎県議会でも「情報化が進んでくると、小規模の学校でも十分大きい学校と対等にやれる。小規模校をなくす必要はないのでは」との一般質問も出されている。人数だけではなく、教育環境の変化を踏まえたものにすべきではないか。

6. 提言

学校適正規模・適正配置基本計画については、それぞれの地域の歴史と条件が違う。結論ありきではなく、また、強引な手順ではなく、地元の声을丁寧に聞き、対立ではなく協調のうえ、「地域と一緒に進められることを強く望むものである。

4. 感染症対策について

令和2年1月、国内で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、瞬く間に全国へ広がり、当委員会が所管する教育・民生部門にも多大な影響を及ぼした。そのような中、特に学校の休校に関わり、放課後児童クラブや保育所の対応あるいは庄原市で患者が出たときのことを考え、委員会がいつでも開けるように、コロナに特定せず幅広く感染症に対応するため、感染症対策についてというテーマで調査することとした。

だが、二度に渡る緊急事態宣言や全国的な外出自粛要請もあり、今期においては十分な調査を行うことができなかった。

令和3年になりワクチン接種が始まるなど、一定の展望も開けてきたが、いまだに収束の見通しは立たないことから、当委員会としても引き続きこの問題について注視していくこととする。